

## 東日本大震災第5回仙台市災害義援金配分委員会議事概要

- 1 日 時 平成26年8月27日(水) 10:00~10:30
- 2 場 所 仙台市役所6階第1会議室
- 3 出 席 阿部重樹委員長, 庄司健治副委員長, 佐藤いわ子委員, 大浦礼子委員,  
鈴木義恵委員, 澤野博文監事, 尾町雅文監事

○事務局 ただいまより開催する。本日の委員会はお手元の資料の次第に基づき進行していく。会議開催前に配布資料を確認させていただく。

(配布資料の説明・確認)

○事務局 委員の皆様のご紹介であるが、その前にご報告をします。第1回配分委員会から副委員長を務めていただいた大場光昭様におかれては、平成26年5月18日に逝去された。津波被害を受けた若林区の連合町内会長協議会会長のお立場から、本委員会においても貴重なご意見をいただいていたところである。謹んで哀悼の意を表し、心よりご冥福をお祈りする。

○事務局 次に、委員の皆様をご紹介させていただく。なお、花島伸行委員及び斎藤恵子委員については、本日都合により欠席であるが、仙台市災害義援金配分委員会設置要綱第8条第2項の規定により委員の半数以上にご出席いただいていることから定足数を満たし、会議を開催することができるので、ご報告する。

○事務局 先程ご報告した大場前副委員長の後任の副委員長の選出についてであるが、副委員長については、配布してある「仙台市災害義援金配分委員会設置要綱」第5条の規定により、委員長が指名することとなっている。阿部委員長にご指名を頂きたい。

○委員長 庄司健治委員に副委員長にご就任いただきたい。

○事務局 委員長から指名があったので、庄司健治委員に副委員長をお引き受けいただきたいと思うが、いかがか。

○庄司委員 了解した。

○事務局 それでは庄司委員に副委員長をお引き受けいただきたい。庄司委員には副委員長席にお移りいただきたい。

(傍聴者への注意事項等の説明)

- 事務局 委員長からご挨拶いただく。
- 委員長 この委員会の性格上前の委員会から期間が大分経過している。そのため議題よりも報告事項が多くなっているが、本日の協議に当たって現時点の状況を踏まえて協議事項について検討をいただき、良き成案が得られるよう、お力をいただきたい。
- 事務局 これ以降の議事の進行については、委員長へお願いする。
- 委員長 報告事項①「義援金の受付状況について」、事務局から説明いただきたい。
- 事務局 資料①の「義援金の受付状況について」報告させていただく。義援金受付団体分の約 3,744 億円と日本政府分の約 35 億円を合計した約 3,778 億円のうち、約 729 億円が宮城県を通して本市に配分されている。また、宮城県受付分の義援金約 265 億円のうち、約 101 億円が本市に配分されている。そして本市に直接寄せられた義援金として、約 10 億 9 千万円を受付けている。
- 委員長 只今の報告事項について、質問等があればお願いしたい。
- 委員長 質問等が無いようなので、報告事項②に移りたい。事務局から説明いただきたい。
- 事務局 報告事項②「義援金の支給状況について」報告する。資料 2 の「義援金の支給状況について」の(1)の表を参照していただきたい。この表は、義援金受付団体及び県が受付けた義援金の仙台市内での配分状況を示したものである。表の全壊、大規模半壊、半壊の欄を見ていただきたい。これらの住家被害の区分が義援金の大部分を占めている。申請のあったものについてはほぼ配分が済んでいる。なお、表中のかっこ書きの数値は、本市が今現在見込んでいる最終的な支給見込み件数であり、「り災証明書」の発行件数などを参考に算出しているものである。他の区分につきましては、表のとおりである。全区分の合計では、申請件数約 12 万 8 千件に対し、支給済み件数は約 12 万 8 千件となっており、申請件数ベースでの進捗率はほぼ 100%となっている。また、仙台市に割り当てられた配分金額約 830 億円に対し、配分済額は約 828 億円となっており、配分金額ベースでの進捗率は 99.8%となっている。続いて本資料の裏面の(2)の表をご覧ください。この表は、仙台市が受付けた義援金の配分状況を示したものである。表の一番下の合計欄をご覧ください。申請件数 8,195 件に対し、支給済み件数は

8,194 件、申請件数ベースでの進捗率はほぼ 100%となっており、支給済みの金額は、約 10 億 8 千万円となっている。

- 委員長 只今の報告事項について、質問等があればお願いしたい。
- 委員 (1) の合計欄についてであるが、市で把握している件数として 12 万 7,764 件、実際の申請件数は 12 万 7,597 件と差が 160 件位あるが、この 160 件位というのは申請されていない方ということか。
- 事務局 そのとおりである。
- 委員 この方々に対する PR というか周知はどのようにする予定か。それともしないのか。いかがか。
- 事務局 本市においては、震災以降市政だよりや市のホームページ等を用いてそれぞれの区分に応じて行き届くような周知に努めてきたところで、今後ともその点については継続する。
- 委員長 よろしいか。他に質問等があればお願いしたい。  
質問等が無いようなので、次の報告事項③「義援金受付団体受付分の配分基準等について」事務局から報告をお願いしたい。
- 事務局 資料の③を参照していただきたい。この資料は、「第 7 回宮城県災害義援金配分委員会」で決定された内容に基づき作成したものである。表中の太線で囲んだ部分が今回の追加配分額であり、死亡・行方不明者のいる世帯、災害見舞金を支給された方及び住家被害のあった世帯に広く配分した上で、津波浸水区域の住家被害に対して、さらなる上乗せを行う内容となっている。  
具体的には、死亡・行方不明者のいる世帯に 1 万 5 千円、災害障害見舞金対象者に 1 万 5 千円、全壊世帯に 2 万円、津波浸水区域の全壊世帯に 1 万円、大規模半壊世帯に 1 万 5 千円、津波浸水区域の大規模半壊世帯に 1 万円、半壊世帯に 1 万円、津波浸水区域の半壊世帯に 1 万円が、それぞれ追加配分される。  
なお、今回の宮城県内における配分額の総額は約 40 億円であり、そのうち本市への配分額は約 15 億 4 千万円となっている。現在対象となる方へ配分するための作業を進めており、遅くとも 10 月には配分できる見込みである。
- 委員長 只今の報告事項について、質問等があればお願いしたい。

- 委員 追加配分というのは、改めて申請が必要なくて今までに受けられた方には自動的に追加送金という手続きになるのか。
- 事務局 そのとおりである。これまで申請のあった方に対しての追加で、資料3の右の欄の合計金額になるよう特に申請手続き無く、これまでこちらに申請のあった対象となる方に振込む流れになっている。
- 事務局 よろしいか。他に質問等があればお願いしたい。
- 委員 これから申請される方については、追加も含めて合算して支給されるのか。
- 事務局 そのとおりである。総額の支給となる。
- 委員長 他に質問等があればお願いしたい。  
質問等が無いようなので、報告事項④「仙台市あて義援金の受付期間の延長について」を事務局より説明をお願いしたい。
- 事務局 資料の④をご覧いただきたい。「仙台市あての義援金の受付期間について」であるが、昨年度委員の皆様にご報告させていただいたが、その後も件数は少なくなっているものの全国から本市あてに義援金が寄せられ続けていることを考慮し、本年2月にさらに1年間の延長を決定し、現時点での受付期間は平成27年3月31日までとなっている。義援金受付団体及び宮城県においても同様となっている。今後については、義援金配分団体及び宮城県の動向を把握し、さらに延長するかどうか検討してまいりたい。
- 委員長 只今の報告事項について、質問等があればお願いしたい。
- 委員 今後の義援金の受付についてだが、県等の状況を見ながらということであるが、仙台市として独自にいつまでという考えはあるのか。
- 事務局 現時点では一つの要素として仙台市の復興計画が次年度（平成27年度）までという状況であるので、その時点で検討することになる。それから被災3県及び宮城県の全域を見れば、まだまだ大変な暮らしをされている方がいるので、宮城県として全国から寄せられた義援金が先程の報告のように配分が決まれば仙台市民にも配分されるものなので、そういう状況を総合的に勘案してこれから検討して考えていく。

- 委員長 この件についてはこの後の義援金受付期間の設定も含めて了解ということでよろしいか。
- 委員長 この委員会では事前に資料を配布して、当日委員会を欠席する委員の方々から意見や質問を事前に書面でもらっている。ここから協議事項に入るわけだが、配分案に関しての事前配布資料に関しては、本日欠席の花島委員と斎藤委員からは書面での特段の意見等の提出は無かったと事務局から聞いているので、お伝えする。  
それではここから次第（２）の協議事項に入る。「仙台市あての義援金の追加配分案について」、事務局から説明をお願いしたい。
- 事務局 資料の⑤を参照いただきたい。今回の仙台市における配分可能額については、約 1,300 万円であり、震災により両親または片親を亡くされた未成年者の方に、追加で配分したいと考えている。資料中段の表の太線部分を参照していただきたい。今回の配分予定額であるが、両親を亡くされた未成年者の方には 16 万円、片親を亡くされた未成年者の方には 8 万円を配分する案となっており、所要額の合計は 1,200 万円となる見込みである。これらの方を追加配分の対象とする理由については、本市として、県による追加配分の対象外となっている区分への支援が必要と考えていること、震災により両親又は片親を喪った未成年者については、住家被害とは異なり震災からの復旧・復興に伴い、その被害状況等が改善されるものではなく、今後の進級・進学はもとより将来に向けた生活を考慮すると、さらなる支援が必要と考えていること、の二点によるものである。
- 委員長 この本件協議事項について質問・意見等があればお願いしたい。
- 委員 今回両親もしくは片親を亡くされた未成年の方ということであるが、私個人は賛成なのだが、バランス的にどうなのかと思うのが、当時例えば 20 歳と 1 日の人は出されなかったと思うが、今回成人になられている方も中にはいると思うが、その方々にも渡すということによろしいのか。その場合に成人になっていた方とのバランスはどうか。本案に反対というわけではないがお聞かせ願いたい。
- 事務局 今回年齢を確認すると、震災時に両親を亡くされた孤児の方が全体で 7 名いるが、6 名は震災時に小学生だった。震災後 3 年以上経過しているが、まだまだ気の毒な状況は変わらない。1 名の方は当時 17 歳であって、確かに 20 歳を超えるという状況にはなっているが、その後の教育であるとか仕事をしていく上でも両親を亡くされたということで、状況は通常の生活をされている方、住家被害を直して終わった方とは大きく

ちがっているのではないかということで、年齢で区切るだけの違いはないのではないかと  
ということで、あくまでも震災当時にそういう状況になった方に追加配分するのが妥当  
ではないのかと事務局では考えている。

- 委員長 よろしいでしょうか。他にご意見等はあればお願いしたい。
- 委員 前にも説明を受けたが、この7名の孤児の方について、前回の説明で祖父母等の  
身内に引き取られたと聞いたが、その後の変化はないか。
- 事務局 担当部局に確認したところでは全員が親類に引き取られ、親族の里親制度を活  
用している状況であり、その状況については児童相談所が把握しながら引き続き支援に  
当たっている状況である。
- 委員長 他にご意見等があればお願いしたい。今回の協議事項については、事務局側の  
配分案に決定することよろしいか。
- 委員 異議なし。
- 委員長 異議が無いため、事務局の配分案に決定する。次第(3)「その他」として委  
員から意見等があればお願いしたい。
- 委員 震災から3年半になるが、申請者の方で亡くなられている方がいらっしゃると思  
うが、その場合の手続きはどうなるのか。
- 事務局 亡くなれると口座が閉鎖されることがあり、今回の6次配分でも振込不能と  
いうことで銀行から我々の方に戻ってくる。その際には社会課から連絡し、当時の同じ  
世帯の次の世帯主から亡くなったことの証明と新しい受取口座を届けていただくこと  
になる。同じ世帯で受け取る権利を引き継ぐ形になる。
- 委員 そこは改めて手続きをとっていただく必要があるということか。
- 事務局 そのとおりである。申請自体は既にいただいているので、口座変更の手続きで  
ある。
- 委員長 他にご意見等があればお願いしたい。意見等が無いようなので、事務局側から  
何かあるか。

- 事務局 次回の配分委員会の日程についてであるが，開催は未定。改めて，事務局からご案内したい。
- 委員長 以上をもって，本日の委員会を閉会する。多岐に亘るご意見ご質問に感謝する。
- 事務局 本日の議事録は事務局で作成し，委員長に確認いただきたい。
- 一了一